

電波障害物件の情報提供について

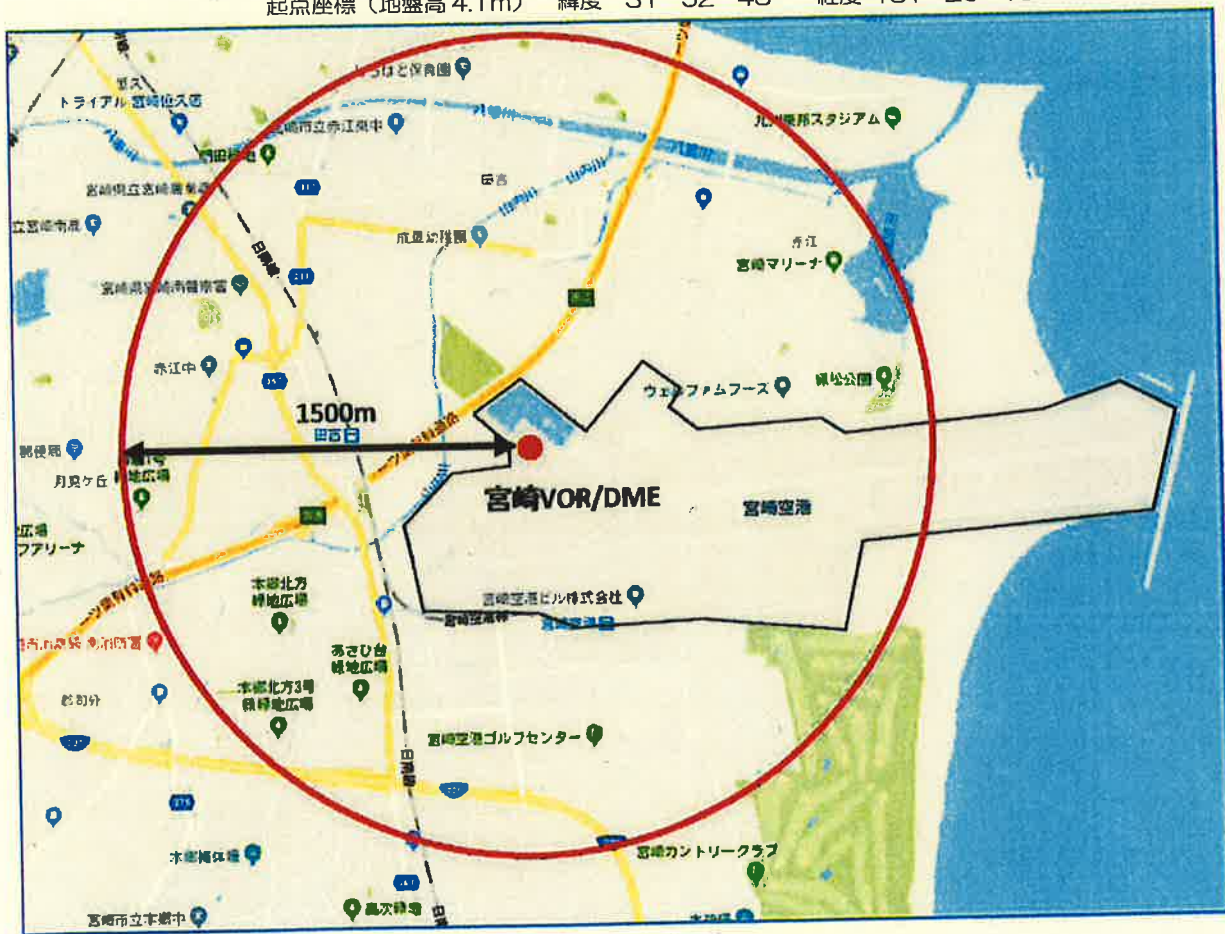
国土交通省 大阪航空局 宮崎空港事務所

宮崎空港には航空機が安全に運航するために欠かすことができない重要な航空保安無線施設があり、
図1、図2の範囲内に制限高を越える建造物があると、航空機の運航に必要な電波信号に悪影響を与え
安全運航を阻害する恐れがあります。

航空の安全確保を図っていくため、みなさまのご理解とご協力をお願い致します。

■図1 (施設名称：宮崎VOR/DME)

起点座標(地盤高4.1m) 緯度 31° 52' 43" 経度 131° 26' 15"

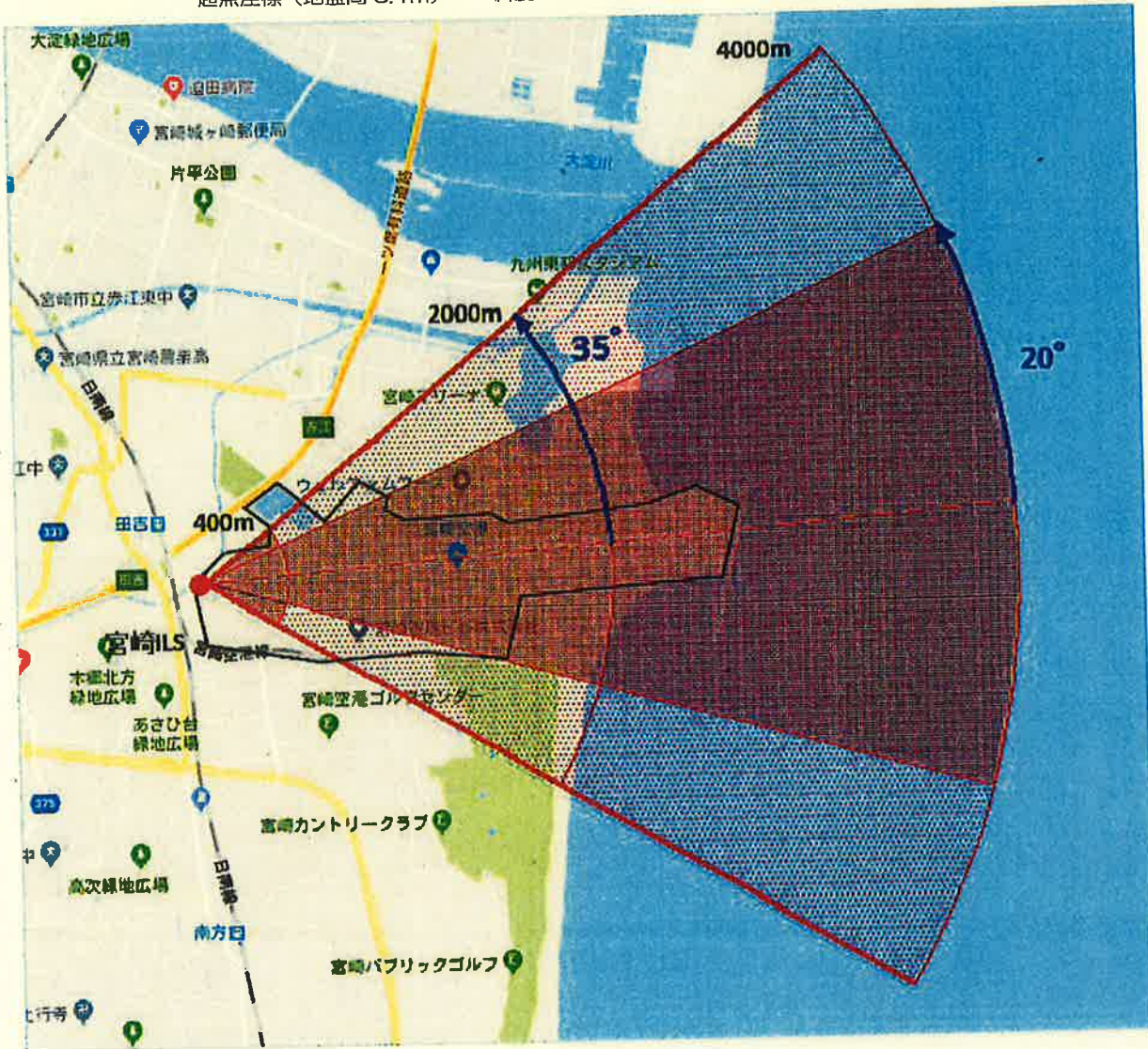


建造物の制限高

- ① 木造の場合
(起点からの距離×0.044) + 4.1 (単位は全てm)
※概ね距離 500mで高さ 26mです。(1000mで 48m、1500mで 70m)
- ② 金属製の場合
(起点からの距離×0.021) + 4.1 (単位は全てm)
※概ね距離 500mで高さ 14.6mです。(1000mで 25m、1500mで 35.6m)
- ③ 適用除外について
上記①②に該当しても起点からみて水平面の幅が 1° 以内の場合は除外されます。
※概ね 500mで 8mです。(1000mで 17m、1500mで 26m)

■図2 (施設名称：宮崎 ILS)

起点座標 (地盤高 3.4m) 緯度 31° 52' 34" 経度 131° 25' 59"



建造物の制限高

起点を中心とし滑走路中心線から左右 35° 以内で、以下の条件にあてはまるもの。

- 1) 左右 20° の範囲内におけるすべての建造物。
- 2) 左右 20~35° の範囲内において
 - ① 起点から 400m 以内におけるすべての建造物
 - ② 起点から 400~2000m における、高さ 10m 以上の建造物
 - ③ 起点から 2000~4000m における、高さ 20m 以上の建造物
- 3) 適用除外について

上記 1) 2) に該当しても起点からみて水平面の幅が 1° 以内の場合は除外されます。

※概ね 500m で 8m です。(1000m で 17m、1500m で 26m)

詳しくは、以下の連絡先まで、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 国土交通省 大阪航空局 宮崎空港事務所 地域調整官
TEL 0985-51-3223(代表)
FAX 0985-55-1239
電波障害物件対応：航空管制技術官